

NPO法人とは何か

1. NPOの意味

NPOとは、英語の Nonprofit Organization ということばの頭文字をとったものです。Nonは「非」、profitは「利益を目的とした」、Organizationは「組織」で、訳すると「非営利組織」となります。「営利を目的とせず、不特定多数の者の利益のために活動する組織(公益目的)」がNPOです。NPOの定義には法人格の有無は関係せず、たとえ法人格がなくとも公益を目的とする組織はNPOと分類されます。

また、行政機関ではないことを明確にするために、「民間非営利組織」と訳されることもあります。「民間」という意味は、行政に依存していない、独立している、という意味合いも含まれています。

「非営利」の組織では、営利を目的とした企業にある株主配当のような利益還元をすることができません。利益は翌年の事業へ全て充当します。NPOというとボランティアや無報酬というイメージが強いですが、それは誤解です。組織で働く人の給料や、NPOが行う事業にかかる経費を支払うことはもちろん、その事業から対価をいただくこともまったく問題ありません。

2. NPO法の誕生背景

1998年に、特定非営利活動促進法(以下、NPO法)がスタートしました。

この法律の第一条には、「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする」と定められています。

これまでの公的な社会サービスは行政が中心になって提供されてきましたが、人々のニーズの多様化や行政機関の財政逼迫に伴って、行政機関だけで公的なサービスの提供を担うことが難しい時代になっています。

他方、市民が自発的に、様々な社会問題の解決に向けて、多様なニーズを捉えた公的な活動への取り組みが増えてきました。1995年、阪神淡路大震災で市民団体の自発的で迅速な活動が目されたことがNPO法の立法化を加速させたと言われています。多様な市民団体による自律的な活動をより行いやすくするために法人格を付与するのが「NPO法」なのです。

3. NPO法人の活動領域と要件

平成22年9月末時点のNPO法人の数は、40,947(認証数)です。

NPO法人は、NPO法に定められた17個に該当する活動(次頁参照)を、ひとつ、または複数を選択し、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的」に活動します。

NPO法人の要件としては、以下があげられます。

営利を目的としないこと

10人以上の社員(*)がいること

社員の資格について不当な条件をつけないこと

役員として理事3人以上、監事1人以上おくこと(社員の中からOK)

報酬を受ける役員数が、役員総数の 3 分の 1 以下であること
宗教活動や政治活動（特定の候補者・政党に利用する選挙活動含む）を主目的にしないこと
暴力団関係者に関わる団体でないこと
特定非営利活動に関わる事業に支障が生じるほど、その他の事業を行わないこと
特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的として事業を行わないこと

（*）ここでの「社員」とは、法人の構成員という意味で、働いている職員とは違います。法人の総会において議決権を持っている人を「社員」といいます。

NPO 法人の最高意思決定機関である総会は通常年 1 回程度開催され、社員の多数決により重要事項が決議されます。主な運営に関する意思決定は理事会で行われます。

平成 22 年 7 月現在、設立している総合型地域スポーツクラブは 2,664 ありますが、そのうち法人化しているクラブは 333 あり、全体の 12.5% です。5 年前の平成 17 年度の調査では 8.8%、3 年前の平成 19 年度の調査では 11.3% という結果でした。このように、法人格を取得するクラブは徐々に増える傾向にあり、今後も増えていく方向にあるでしょう。

責任をもって事業を継続していくクラブとして、リスクマネジメントとして、会計の透明性・法令順守として、今後も総合型地域スポーツクラブには法人格の取得が期待されています。

（谷塚 哲 REGISTA 有限責任事業組合代表）

【NPO 法による「特定非営利活動」17 活動】

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 環境の保全を図る活動
6. 災害救援活動
7. 地域安全活動
8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9. 国際協力の活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11. 子どもの健全育成を図る活動
12. 情報化社会の発展を図る活動
13. 科学技術の振興を図る活動
14. 経済活動の活性化を図る活動
15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16. 消費者の保護を図る活動
17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

出所：特定非営利活動促進法 別表（第二条関係）より